

岩見沢市立児童館条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、使用料の改定を行う。

第2 改正の内容

児童以外が児童館の設備を使用する場合の使用料を改定する（別表第2関係）。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第32号

岩見沢市立児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市立児童館条例の一部を改正する条例

岩見沢市立児童館条例（昭和49年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第8条、第20条関係）

種別	区別			
	午前 (午前10:00 ～12:00) 0)	午後 (午後1:00 ～5:00)	夜間 (午後6:00 ～9:00)	全日 0～午後9:00)
遊戯室	980円	1,140円	1,140円	3,300円
集会室	320円	320円	470円	1,140円
図書室	320円	320円	470円	1,140円
相談室	320円	320円	470円	1,140円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市立児童館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。